

佐世保工業高等専門学校名誉教授称号授与規程施行細則

(平成17年3月15日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校名誉教授称号授与規程（以下「規程」という。）第8条の規定に基づき、規程の施行に関し必要な事項を定める。

(再雇用教職員)

第2条 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員再雇用規則に基づき再雇用される教授に係る選考手続については、規程第4条中「異動する日」とあるのを「再雇用期間の満了する日」と読み替え、再雇用教職員として在職した期間の在職年数については、規程及び第3条第1号の規定にかかわらず、次の基準による年数を通算するものとする。

イ フルタイム勤務教職員 在職した年数

ロ 短時間勤務教職員 在職した年数の2分の1

(基準)

第3条 規程第2条第3号の運用にあたっては、次の基準によるものとする。

一 教育上の功績が特に顕著であった者とは、本校の教授として10年以上在職した者であって、当該在職年数（規程第3条の規定を適用した通算後の在職年数を含む。）と主事又は学科長等の在任年数を次の算式により換算した年数を加算した合計が20年以上の者

イ 教務主事、学生主事、寮務主事及び校長補佐の在任年数×2

ロ 学科長、基幹教育科長及び専攻科長の在任年数×1

ハ 図書館長、情報処理センター長、地域共同テクノセンター長（旧総合技術教育研究センター長を含む）、EDGE キャリアセンター長（旧キャリア教育支援室長を含む）、技術室長及び学生相談室長の在任年数×0.5

二 学術上の功績が特に顕著であった者とは、次に掲げる者をいう。

イ 文化勲章令（昭和12年勅令第9号）、文化功労者年金法（昭和26年法律第125号）及び日本学士院法（昭和31年法律第27号）の規定による受賞者又はこれらに準ずる受賞者

ロ 日本学士院法の定めるところにより、日本学士院会員に選定された者

ハ 国際的な学術賞の受賞者

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成17年3月15日から施行する。

(申合せの廃止)

- 2 佐世保工業高等専門学校名誉教授称号授与規程に関する申合せ（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 平成17年3月31日に本校に在職する者であって、昭和27年4月1日以前に生まれた者のうち、校長が教育上の功績が特に顕著であると認める者については、第2条第1号の規定にかかわらず規程第2条第3号により運用できるものとする。

附 則

この細則は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。